

## 平成26年6月定例会 総務委員会委員長報告

14番 寺沢 さゆりでございます。

私から、本市議会定例会におきまして、総務委員会に付託されました諸議案並びに請願の審査の結果につきまして御報告申し上げます。

審査の結果につきましては、お手元に配布されております総務委員会決定報告書のとおり決定した次第であります。

次に、委員会において論議され、市当局に要望いたしました主なる事項について申し上げます。

初めに、地域振興部の所管事項について申し上げます。

地域おこし協力隊の事業は、地域への支援及び定住促進により中山間地域の活性化に資する事業であり、隊員の活動に大いに期待するところであります。

そのような中、本庁勤務の隊員が主幹事となり、普段は異なる地区で、異なる業務に従事する隊員が、情報を共有し、互いの連携を深める場として、地域おこし協力隊情報交換会を毎月開催しております。その情報交換会での意見の中には、隊員が特別職の非常勤嘱託職員であるが故に、ブログやSNS等により自由に情報発信できないことなど、職務上知り得た情報発信の難しさが問題になっております。また、現在の活動では、安定した収入が得ることが難しいことなどから、3年の任期後の定住に向け、漠然とした不安を抱えている隊員もいるとのことでもあります。

については、隊員のやりがい、張り合いにつながるよう一定程度自由度を保障するルールづくりを検討するとともに、隊員の定住に向け、起業、就農等、個々に応じた的確な支援を実施するよう要望いたしました。

次に、総務部関係の所管事項について申し上げます。

市庁舎・芸術館の駐車場については、当初計画案の立体駐車場を平面化し、緑町駐車場を簡易立体駐車場で建て替えるとした見直し方針が示されました。この見直し方針は、総台数として、630台から750台を確保するものであります。

については、建設基本計画を基に進めてきた経過並びに市民や議会へ説明してきた経過を踏まえ、市庁舎・芸術館の利用者の利便性の確保を最優先とした上で、総台数750

台の確保に向け、最大限努力するよう要望いたしました。

次に、消防局の所管事項について申し上げます。

消防団員の処遇改善についてであります。

本市の消防団員の報酬については、長野市消防団員の定員及び任用等に関する条例において「団員の報酬及び費用弁償は、予算の範囲内でこれを支給する。」と規定されていることから、予算の確保が不可欠であります。

現在の報酬年額については、地方交付税の基準財政需要額に算入されている単位費用と比較して低く、大きなかい離があるのが実情です。

については、本市における適正額の検討と併せて、中核市並みの年額を本市に適用した場合の全体予算を試算するなど、全体額を明示する中で、財政当局と協議しながら計画的な引上げを検討するよう要望いたしました。

次に、財政部の所管事項について申し上げます。

平成2年から適用している1者との随意契約ができる工事、いわゆる小規模工事の上限額50万円以下が、本年6月20日からは70万円以下へと見直されます。このことは、大変評価するところでありますが、増額分は、労務費及び建設資材費の上昇並びに消費税率の引上げ分にとどまっております。

小規模工事の発注については、公平性、競争性も重要な観点ではありますが、一方で、即応性や地元事業者への発注などによる地域への貢献性も高いことを十分踏まえ、更なる上限額の引上げも視野に入れつつ、1者の見積りによらず、2者、3者の見積り合わせによる方法などについて、他市の事例を参考としながら検討するよう要望いたしました。

次に、企画政策部の所管事項について申し上げます。

ながのシティプロモーション実行委員会が、先月決定したキャッチフレーズ及びロゴマークについては、過去の市等におけるブランディングの実績を踏まえ、東京都に所在する事業者の1者随意契約により制作されました。

ロゴマーク等については、当面シティプロモーションのシンボルとして使用されていくことに鑑みると、プロポーザル方式等により、広く公募した形での決定方法もあ

ったと考えます。

今後、同様なデザインの制作・決定に当たっては、市等のコンセプトを基に、コンペやプロポーザル方式等の方法により事業者の選定を行うなど、制作から決定までの過程の透明性を確保した上で、事業を進めるよう要望いたしました。

続きまして、請願の審査について申し上げます。

初めに、請願第11号「特定秘密保護法」の廃止を求める請願及び請願第12号「特定秘密保護法」の廃止を求める請願について申し上げます。

両請願の審査に当たっては、一括審査とし、それぞれ参考人の出席を求め、趣旨等の説明及び質疑を行いました。

まず、採択すべきものとして、「国会法改正の中には常時監視や勧告権というもともと自民党原案になかったものが盛り込まれてはいるが、強制力を持っていない。法的な強制力を持たなければ、行政機関の長が定めた秘密指定を追認していく機関にしなければならないと思わざるを得ない。しかも、情報監視審査会の審議状況であるとか議事録であるとか一切非公開と定められている。国会法に基づいて設置された審査会に国民の目が及ばない、基本的に国民の知る権利を侵害する法律として作用していくことは間違いない。」「首相を初め、行政機関の長の判断でこれが秘密だということになれば、もともと出さないことができる。そうすると、公開条例の対象にもなっていないということになる。情報監視審査会は、メモもできない、傍聴することもできない。そういう第三者機関では、本当の国民に対する民主主義や知る権利や公開の自由、それから行政庁の説明責任からいっても反することだと思うので、適正にされないかぎり、請願の趣旨に賛同していただいて、採択してほしい。」との意見が出されました。

一方、不採択とすべきものとして、「これまでも国家には様々な秘密があった。いわゆる国家の秘密が暗黙の間にあったものが、ここでしっかりと国民のために4つに限定してルール化をしましょうということで、公務員の情報漏えいを防ぐ目的で、この法律が作られている。それを廃止しなさいということは、元の木阿弥になり、ルール化のない状態は容認できない。」との意見が出されました。

以上の論議を踏まえ、それぞれ採決を行ったところ、いずれの請願も賛成少数で不採択とすべきものと決定いたしました。

最後に、請願第13号 集団的自衛権に関する憲法解釈を変更しないことを求める請願、請願第14号 「集団的自衛権の行使は憲法上許されない」とする政府見解の堅持を求める請願及び継続審査中の請願第5号 集団的自衛権に関する憲法解釈を変更することに反対する請願について申し上げます。

以上3件の請願の審査に当たっては、一括審査とし、請願第13号については、参考人の出席を求め、趣旨等の説明及び質疑を行いました。

まず、採択すべきものとして、「新たな自衛権発動の3要件は、1972年の集団的自衛権を禁止している条項を抜きにして、いいとこ取りだけでまとめているもので、他国への武力攻撃が発生し、という文言を盛り込むことによって、集団的自衛権の行使を容認することになる。客観的に見て、他国に自衛隊が行って、他国の人々を殺し、あるいは殺されるという事態を招くことに、想像力たくましく、現実感を持って対処すべきなのではないかと思う。是非この議会において、請願団体の願意を酌んで採択し、意見書を提出していきたい。」「憲法解釈を僅かな期間で曲げてしまうこと自体を、これは議会でも、議員としても、市民としても、請願の趣旨からいっても、まずは止めさせるということが大事じゃないかと思う。」「戦後、この憲法の下で、戦後の復興、日本の繁栄がある。戦後68年が経過する中で、解釈を変える必要はないのではないかと多くの皆さんがそう判断している。取り分け、現在の政府自民党の中にも解釈を変える必要はないという声もある。日本の今の平和を維持していくためにも、是非従来の考え方を踏襲し、変更しないようにという市民の声である請願を採択し、国に意見書を送るべき。」との意見が出されました。

一方、継続審査とすべきものとして、「前議会で継続の判断をして以降、昨今、若干動きがあるやに報道はされているが、どういうふうになっているかと、結論として、まだそれが得られたわけではない。」との意見が出されました。

以上の論議を踏まえ、それぞれ継続審査について諮ったところ、いずれの請願も賛成多数で継続審査とすべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。